

## 田島地区健康福祉ステーション子育て・保育相談員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、田島地区健康福祉ステーションにおいて多様な保育サービスに関する情報提供と、利用者視点に立ったコーディネート機能を充実させた専門的な子育て相談を実施するために設置する子育て・保育相談員（以下「相談員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 この要綱において、相談員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員をいう。

### (定数)

第3条 相談員の定数は、1名とする。

### (職の設置)

第4条 相談員の職は、田島地区健康福祉ステーションに設置する。

### (職務)

第5条 相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 保育・子育て相談の実施
- (2) 出張相談
- (3) 保育所等の利用に係る専門的な相談への対応
- (4) 認可保育所等の保留世帯のアフターフォロー
- (5) 区内保育施設の訪問実態把握
- (6) 各種研修等への参加、課内他係の支援等
- (7) その他、田島地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当課長が必要と認めた業務

### (任用要件)

第6条 相談員は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 児童福祉に対する理解と熱意があり、人格、見識ともに優れている者
- (2) 保育事業に対する必要な知識、技能及び経験を有する者

(3) 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 相談員は、前条の任用要件に該当する者のうち、川崎区役所副区長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 任期は1年とし、年度の途中で任用された場合は当該年度末までとする。

(任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である相談員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した相談員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第9条 相談員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第10条 相談員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 相談員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第12条 相談員の勤務日及び勤務時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 勤務を要する日は、原則として月曜から金曜までの週5日とする。
- (2) 勤務時間は、原則として午前9時15分から午後4時までとする。ただし、田島地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当課長が必要と認めた場合は、1日の勤務時間数を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- (3) 休憩時間は、原則として正午から午後1時までとする。ただし、勤務時間を変更した場合には、その時間に応じて休憩時間も変更することができる。

(休日)

第13条 相談員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）  
(年次有給休暇)

第14条 相談員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された相談員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

- 2 年次有給休暇は、相談員の請求によって付与するものとする。ただし、業務に支障があると認められるときには、他の日に付与することができる。
- 3 第8条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇は、所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年休は、1日の勤務時間の半分に相当する時間で区分し、2回をもって1日の年休とする。

1 時間単位の年休は、1 日の勤務時間をもって、1 日の年休とする。

(特別休暇)

第 1 5 条 相談員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4 川総雇第 7 4 号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要領（4 川総雇第 7 3 号）に定めるところにより、特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第 1 6 条 相談員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要領に定めるところにより、育児休業をすることができる。

(部分休業)

第 1 7 条 市長は、相談員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要領に定めるところにより、部分休業を承認することができる。

(報酬)

第 1 8 条 相談員には、第 1 種報酬及び第 2 種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬の額は、月額 1 7 0, 0 0 0 円とする。

3 第 2 種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第 1 7 条第 3 項及び第 4 項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第 1 種報酬及び第 2 種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第 1 種報酬)

第 1 9 条 相談員が、月の中途において任用された場合又は退職した場合、当該月の第 1 種報酬の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 月の途中において任用された場合

当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第 2 0 条第 1 項に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。

(2) 月の中途において退職した場合

退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に川崎市非常勤嘱託員に関する要領第20条第1項に定める方法により算出した勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第20条 相談員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第20条第1項に定める方法により算出した勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

- 2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第21条 相談員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第22条 田島地区健康福祉ステーション所長及び地域支援・児童家庭担当課長は、相談員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

- 2 田島地区健康福祉ステーション所長は、相談員が服務規律に違反した場

合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第23条 相談員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第24条 相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 相談員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第25条 相談員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第26条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところを除き、川崎区長がその都度総務企画局長に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

勤務年数ごとの休暇日数

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
10日	11日	12日	14日	16日

別表第2（第14条関係）

任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数

6箇月 を超え る期間	6箇月	5箇月	4箇月	3箇月	2箇月	1箇月
10日	5日	4日	3日	2日	2日	1日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。